

門真市学生ボランティア事業実施要項

門真市教育委員会学校教育課

1 事業の目的

門真市の近隣にある大学・短期大学・専門学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生が門真市学生ボランティア（以下「学生ボランティア」という。）として、学校、教育施設等（以下「学校等」という。）における様々な教育活動等を行うことにより、門真市立学校の児童・生徒の学習及び学校生活を支援するとともに、門真市立学校の教育環境の向上を図ることを目的とする。

2 応募要件

- (1) 児童・生徒の学習及び学校生活の支援に興味と意欲を持つ学生
- (2) 校長をはじめとした教職員の指示のもと、ボランティア活動に従事できる学生
- (3) 児童・生徒の人権を尊重し、適切な言葉かけと関わり方ができる学生
- (4) 学校等において児童・生徒の良きロールモデルとしての行動ができる学生

3 活動内容

- (1) 各教科等に関する指導の補助
- (2) 学校行事に関する指導及び準備の補助
- (3) 特別な支援を必要とする児童・生徒の学習及び学校生活の支援
- (4) 不登校傾向にある児童・生徒の学習及び社会的自立に向けた支援
- (5) 日本語指導が必要な児童・生徒の学習及び学校生活の支援
- (6) 朝及び放課後に実施する児童・生徒を対象とする学習活動等の補助
- (7) 前各号に掲げるもののほか、門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が認める事項に関する補助

4 学生への情報提供

委員会は、学生ボランティアの募集情報を大学等に提供するとともに、門真市のホームページに掲載するものとする。

5 登録・学校等配置・活動報告方法

- (1) 学生ボランティアに応募しようとする学生は、「門真市学生ボランティア登録フォーム」から登録を申し込むものとする。
- (2) 委員会は、申込みを行った学生のうち適当と認めるものを学生ボランティアとして登録するものとする。なお、登録が適当でないと判断したものには、その旨をメールや電話等で連絡するものとする。
- (3) 委員会は、学生からの登録内容と学校等からの希望調査の内容を勘案し、調整の上で配置学校やボランティア活動の内容を決定する。なお、ボランティア登録をしたものの、学校等からの希望がないために配置が困難な場合は、その旨を委学生にメールや電話等で連絡するものとする。
- (4) 委員会からの配置決定通知を受けた学校等は、学生に連絡した上でボランティア活動の初回活動日、活動曜日、時間帯、回数等を決定する。
- (5) 学生ボランティアは、派遣された学校で活動を実施した際には、活動日ごとに速やかに「門真市学生ボランティア報告フォーム」から「学生ボランティア活動報告」を作成し、委員会へ提出するものとする。

6 登録の取り消し

委員会は、登録された学生ボランティアに教育に携わる者として不適当な言動が認められるときは、その登録を取り消すことができる。

7 守秘義務

学生ボランティアに参加した学生は、学生ボランティアの活動上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。学生ボランティア終了後又は登録を取り消された後も同様とする。

8 学生ボランティアの活動期間

学生ボランティアの活動期間は登録年度末までとし、委員会から学生ボランティアと学校等に対して、次年度の学生ボランティアに係る意向調査を実施し、以下のとおり対応する。

- (1) 学生と学校等の両者から継続の意向が示された場合

- ・学生と学校等に連絡し、学校から本要項5の(4)に基づいて連絡する。
- (2) 学生から継続の意向が示され、学校等から打ち切りの意向が示された場合
- ・学生の登録継続について、本要項5の(2)に基づいて委員会で検討する。
 - ・学生のボランティア登録を継続する場合、委員会は再度本要項の5の(3)に基づいて、配置する学校等を再度調整する。
- (3) 学生から終了の意向が示された場合
- ・学校等の意向に関わらず当該学生のボランティア活動は終了とする。
 - ・この場合、門真市学生ボランティア申出フォームによる「学生ボランティア活動終了申出」の提出は不要とする。

なお、学生が年度途中でボランティア活動を終了したい場合は、終了したい時期の2週間前までに門真市学生ボランティア申出フォームにより「学生ボランティア活動終了申出」を委員会に行うものとする。

9 活動証明書

委員会は学生ボランティアから「学生ボランティア活動終了申出」があった場合または年度末の意向調査において終了の意向が示された場合、学生からの「学生ボランティア活動報告」を基に学校長に対して照会を行う。学校長から活動内容についての承認を得た上で、委員会は学生に対して活動証明書を発行するものとする。ただし、本要項6の規定により登録を取り消した学生ボランティアについては、これを発行しないものとする。

10 経費の負担

学生ボランティアの学生を被保険者とする傷害・賠償保険料に係る経費については、委員会が予算の範囲において負担するものとする。

附 則

この要項は、令和7年6月1日から施行する。